

# 定 款

2024 年 6 月 26 日改定

いすゞ自動車株式会社

## 総則

### 第1条（商号）

本会社は、いすゞ自動車株式会社と称し、英文では ISUZU MOTORS LIMITED と表示する。

### 第2条（目的）

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品およびその部分品ならびに関連する資材・用品の製造、売買、賃貸借、修理に関する事業
  - (1) 自動車、産業用運搬車両、船舶等輸送用機械器具
  - (2) 原動機、農業用機械、建設機械、金属加工機械、環境公害防止機械、事務用機械器具および計測機械器具
  - (3) 発電用電気機械器具、通信機械器具および電気機械器具
2. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理に関する事業
3. 建築工事、土木工事、電気工事等工事の企画、設計、施工、監理および請負に関する事業
4. 情報通信・情報処理・情報提供サービスならびにソフトウェアの開発、売買、賃貸借に関する事業
5. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、荷役業、倉庫業および旅行業
6. 金融業および有価証券の運用・売買
7. 総合リース業
8. 地域暖冷房業
9. 労働者派遣業および警備業
10. 広告業、出版業および印刷業
11. 教育、スポーツ、駐車場、宿泊、飲食および売店等の施設の運営、管理に関する事業
12. 損害保険代理業および生命保険募集業
13. 前各号の事業に関するコンサルティング、技術開発、技術指導ならびに発明・考案・意匠、ノウハウ、その他技術情報の開発、調査、売買、供与に関する事業
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条（機関）

本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第5条（公告方法）

本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

本会社の発行可能株式総数は、17億株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（1単元の株式の数）

本会社の1単元の株式の数は、100株とする。

### 第9条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、単元未満株式の買取り、質権に関する登録、信託財産の表示、その他株式および新株予約権に関する手続については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第10条（株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

### 第11条（基準日）

本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、取締役会の決議をもって、臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招集）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

### 第13条（議長）

株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれに当る。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた他の取締役が順次これに代る。

#### 第 14 条（電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 15 条（決議方法）

株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、同条第 1 項にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、本会社の議決権を有する株主 1 名を代理人とし、その議決権の行使を委任することができる。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 17 条（取締役の員数）

本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とし、株主総会でこれを選任する。

本会社の監査等委員である取締役は、6 名以内とし、株主総会でこれを選任する。

#### 第 18 条（取締役の選任）

取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってなす。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第 20 条（代表取締役）

代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。

## 第 21 条（役付取締役）

取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを選定する。

## 第 22 条（取締役社長）

取締役社長は、本会社を統理し、社務を執行する。取締役社長を欠きまたは事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた他の取締役が順次その職務を代行する。

## 第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会招集の通知は、会日より 4 日前までに発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

## 第 24 条（取締役会の決議の省略）

本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第 5 項各号の事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関しては、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 27 条（相談役および顧問）

本会社は、業務の都合により、取締役会の決議を経て、相談役および顧問を置くことができる。

## 第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会でこれを定める。

## 第 29 条（取締役の責任免除）

本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。なお、次条に規定する責任限定契約を締結した社外取締役（社外取締役であった者を含む。）については、本条は適用されない。

### 第 30 条（社外取締役の責任限定契約）

本会社は、会社法第 427 条の規定により、社外取締役との契約をもって、任務を怠ったことによる取締役（社外取締役であった者を含む。）の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第 31 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第 32 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会招集の通知は、会日より 4 日前までに発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

### 第 33 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関しては、本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計算

### 第 34 条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 35 条（期末配当金）

本会社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当を期末配当といい、期末配当により支払われる金銭を期末配当金という。）を行うことができる。

### 第 36 条（中間配当金）

本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づく剰余金の配当（本定款において、かかる配当を中間配当といい、中間配当により支払われる金銭を中間配当金という。）を行うことができる。

### 第 37 条（配当金の除斥期間）

期末配当金、中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。

前項の期末配当金、中間配当金には、利息を付さない。

## 附則

### 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。なお、第119回定時株主総会における決議に基づく定款一部変更前の定款第40条に規定する責任限定契約を締結した社外監査役であった者については、本条は適用されない。